

令和 8 年

第 1 回 軽井沢町 議会 定例会

5 月 第 1 回 会議 議案

軽 井 沢 町

令和8年第1回軽井沢町議会定例会5月第1回会議議案目次
(令和8年5月8日提出分)

議案番号	議案名	頁
議案第36号	令和8年度軽井沢町一般会計補正予算(第1号)	別冊
報告第3号	専決処分の報告について(軽井沢町町税条例の一部改正について)	3
報告第4号	専決処分の報告について(軽井沢町国民健康保険税条例の一部改正について)	16

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

軽井沢町町税条例の一部改正について

令和 8 年 5 月 8 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第9項の規定により、軽井沢町町税条例（昭和37年輕井沢町条例第3号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

軽井沢町町税条例の一部を改正する条例

軽井沢町町税条例（昭和37年輕井沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」「いう。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の9までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）及び第90条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「14分の11」を「2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に、「4分の3」を「12分の7」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条中第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」

に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び廃置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別

割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に、「所得割額」を「所得割の額」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改め、同項第3号中「事業所得の」を「事業所得等の」に改める。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第19条の7第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の9第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の10第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2（見出しを含む。）中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第29条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の軽井沢町町税条例（次条第1項及び附則第4条第1項において「新条例」という。

)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第4条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（軽井沢町町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 軽井沢町町税条例の一部を改正する条例（平成26年輕井沢町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「の種別割」を削る。

令和8年5月第1回会議	
参考資料	1-1

軽井沢町町税条例の一部改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う関係規定の整備を行うもの、地域決定型地方税制特例措置に係る再生可能エネルギー発電設備の区分の見直しに伴う条例で定める割合を改定し、及び改修特別特定建築物に係る条例で定める割合を定めるもの並びに肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長を行うもののほか、所要の改正を行うもの

軽井沢町町税条例の一部改正条項別概要

施行日 令和8年4月1日

【法：地方税法】

条例条項、見出し名等	対応する法令	改正概要
第18条の3 【納税証明事項】	規則第1条の9	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
第19条②③ 【納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金】	法第463条の2① 法第463条の24①	〃
第33条 【所得割の課税標準】	法第313条⑫	○ 法改正にあわせて改正 ※ 特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う改正
第80条①～③ 【軽自動車税の納税義務者等】	法第443条①～③	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
第81条①～④ 【軽自動車税のみならず課税】	法第444条①～④	〃
第81条の3 【環境性能割の課税標準】	法第450条	〃
第81条の4 【環境性能割の税率】	法第451条①～⑥	〃
第81条の5 【環境性能割の徴収の方法】	法第453条	〃
第81条の6①② 【環境性能割の申告納付】	法第454条①②	〃
第81条の7①～③ 【環境性能割に係る不申告等に関する過料】	法第457条	〃
第81条の8①② 【環境性能割の減免】	法第461条	〃
第82条 【種別割の税率】	法第463条の15①	〃
第83条①② 【種別割の賦課期日及び納期】	法第463条の16 法第463条の17	〃
第85条 【種別割の徴収の方法】	法第463条の18①～③	〃

第 86 条 【種別割の証紙徴収の手続】	法第 463 条の 18④	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
第 87 条①～③ 【種別割に関する申告又は報告】	法第 463 条の 19①② 法第 463 条の 20①②	〃
第 88 条 【種別割に係る不申告等に関する過料】	法第 463 条の 21 法第 463 条の 22①～③	〃
第 89 条①～③ 【種別割の減免】	法第 463 条の 23	〃
第 90 条①②④⑤ 【身体障害者等に対する種別割の減免】	法第 463 条の 23	〃
第 91 条②⑦ 【原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等】	法第 463 条の 18③	〃
附則第 7 条の 3 【個人の町民税の住宅借入金特別税額控除】	法附則第 5 条の 4	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う改正
附則第 7 条の 3 の 2 【個人の町民税の住宅借入金特別税額控除】	法附則第 5 条の 4 の 2	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う 所要の整備
附則第 8 条 【肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例】	法附則第 6 条④⑤	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う 所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正
附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】	法附則第 15 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設。 ※ 項ズレの反映 ○ 条例の項ズレによる改正
附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】		○ 法令改正にあわせて改正
附則第 15 条の 2 ①～④ 【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】	法附則第 29 条の 9 ①～⑤	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
附則第 15 条の 3 【軽自動車税の環境性能割の減免の特例】	法附則第 29 条の 10①②	〃
附則第 15 条の 4 【軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例】	法附則第 29 条の 11	〃
附則第 15 条の 5 【軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付】	法附則第 29 条の 16①②	〃
附則第 15 条の 6 ①② 【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】	法附則第 29 条の 18①②	〃

附則第 16 条①～④ 【軽自動車税の種別割の税率の特例】	法附則第 30 条①～④	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
附則第 16 条の 2 ①～③ 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】	法附則第 30 条の 2 ①～③	〃
附則第 16 条の 3 【上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例】	法附則第 33 条の 2 ⑦	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備
附則第 16 条の 4 【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例】	法附則第 33 条の 3 ⑦	〃
附則第 17 条 【長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例】	法附則第 34 条	〃
附則第 17 条の 2 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例】	法附則第 34 条の 2	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 適用期限の延長に伴う改正
附則第 18 条 【短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例】	法附則第 35 条⑧	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備
附則第 19 条 【一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例】	法附則第 35 条の 2 ⑧	〃
附則第 19 条の 7 【先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例】	法附則第 35 条の 4 ⑤	〃
附則第 19 条の 9 【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例】	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条⑧	〃
附則第 19 条の 10 【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例】	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 3 条の 2 の 2 ⑪	〃

○地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の改正(町税条例新旧)

・町税条例【改正後】

条 項	法律上の条項	内 容	割合	
附則 10 条の 2	第1項	附15② i 汚水又は廃液処理施設	1/2	
	第2項	附15② v 下水道除害施設	4/5	
	第3項	附15② i i 再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)	1/3	
	第4項	附15② i ロ 再生可能エネルギー発電設備 (水力・5,000kw未満)	1/3	
	第5項	附15② i ハ 再生可能エネルギー発電設備 (地熱・1,000kw以上)	1/3	
	第6項	附15② i ニ 再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス・10,000kw未満)	1/3	
	第7項	附15② ii 再生可能エネルギー発電設備 (洋上風力)	1/2	
	第8項	附15② iii i 再生可能エネルギー発電設備 (洋上・陸上風力)	1/2	
	第9項	附15② iii ロ 再生可能エネルギー発電設備 (地熱・1,000kw未満)	1/2	
	第10項	附15② iv 再生可能エネルギー発電設備 (水力・5,000kw以上)	7/12	
	第11項	附15の8②	サービス付き高齢者向け住宅	2/3
第12項	附15の9の3①	大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額	1/3	
第13項	附15の11①	バリアフリー改修が行われた特別特定建築物	1/3	

・町税条例【改正前】

条 項	法律上の条項	内 容	割合	
附則 10 条の 2	第1項	附15② i 汚水又は廃液処理施設	1/2	
	第2項	附15② v 下水道除害施設	4/5	
	第3項	附15② i i 再生可能エネルギー発電設備 (太陽光・1,000kw未満)	1/2	
	第4項	附15② i ロ 再生可能エネルギー発電設備 (風力・20kw以上)	1/2	
	第5項	附15② i ハ 再生可能エネルギー発電設備 (地熱・1,000kw未満)	1/2	
	第6項	附15② i ニ 再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス・10,000kw以上)	1/2	
	第7項	附15② ii 再生可能エネルギー発電設備 (特定バイオマス)	11/14	
	第8項	附15② iii i 再生可能エネルギー発電設備 (太陽光・1,000kw以上)	7/12	
	第9項	附15② iii ロ 再生可能エネルギー発電設備 (風力・20kw未満)	7/12	
	第10項	附15② iii ハ 再生可能エネルギー発電設備 (水力・5,000kw以上)	3/4	
	第11項	附15② iv i 再生可能エネルギー発電設備 (水力・5,000kw未満)	1/3	
	第12項	附15② iv ロ 再生可能エネルギー発電設備 (地熱・1,000kw以上)	1/3	
	第13項	附15② iv ハ 再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス・10,000kw未満)	1/3	
	第14項	附15の8②	サービス付き高齢者向け住宅	2/3
	第15項	附15の9の3①	大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額	1/3

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

軽井沢町国民健康保険税条例の一部改正について

令和 8 年 5 月 8 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第9項の規定により、軽井沢町国民健康保険税条例（昭和26年輕井沢町条例第23号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

軽井沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

軽井沢町国民健康保険税条例（昭和26年輕井沢町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,200円
- (2) 特定世帯 1世帯について 600円
- (3) 特定継続世帯 1世帯について 900円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア、ウ及びオ中「) 1人」を「) 1人」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 770円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 840円

(イ) 特定世帯 1世帯について 420円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について 630円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア、ウ及びオ中「) 1人」を「) 1人」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 550円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 600円

(ロ) 特定世帯 1世帯について 300円

(ハ) 特定継続世帯 1世帯について 450円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア、ウ及びオ中「) 1人」を「) 1人」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 220円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 240円

(ロ) 特定世帯 1世帯について 120円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 180円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 165円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 275円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 550円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の

最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の軽井沢町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年5月第1回会議	
参考資料	2-1

軽井沢町国民健康保険税条例の一部改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）が改正され、新設された子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための課税について規定されたことに伴い、当該課税を行うために必要な事項を規定するもの並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布され同年4月1日から施行されたことに伴い、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げる改正及び国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を見直す改正を行うもの

【国民健康保険税制度の主な改正内容】

【表1】 子ども・子育て支援納付金課税額（新設）
（条例第9条の3、第9条の4、第9条の5、第9条の6関係）

所得割額	均等割額※	平等割額
0.31%	1,200円	1,200円

※本来の均等割額は1,100円であるが、18歳未満（18歳に達した最初の3月31日以前の子ども）に係る均等割額を全額軽減し、軽減分を18歳以上の被保険者で按分して負担（100円）

【表2】 課税限度額の引上げ（条例第2条関係）

区 分	改正前	改正後	増減
基礎課税額（医療分）	66万円	67万円	1万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	0円
介護納付金課税額	17万円	17万円	0円
子ども・子育て支援納付金課税額	—	3万円	3万円
合計	109万円	113万円	4万円

【表3】 5割軽減・2割軽減の基準の見直し（条例第23条関係）

● 5割軽減

改正前	43万円+ (30.5万円×被保険者数) + {10万円× (給与所得者等*の数-1)} 以下=前年の総所得金額等
改正後	43万円+ (31万円×被保険者数) + {10万円× (給与所得者等*の数-1)} 以下=前年の総所得金額等

● 2割軽減

改正前	43万円+ (56万円×被保険者数) + {10万円× (給与所得者等*の数-1)} 以下=前年の総所得金額等
改正後	43万円+ (57万円×被保険者数) + {10万円× (給与所得者等*の数-1)} 以下=前年の総所得金額等

※給与所得者等とは、特定の給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者